

第 3 5 号 議 案

新宿区選挙長等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 1 7 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区選挙長等の報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

新宿区選挙長等の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 34 年
新宿区条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号中「1 万 8,000 円」を「1 万 9,000
円」に改め、同項第 3 号中「2 万 1,000 円」を「2 万 3,000 円」に、「1
万 500 円」を「1 万 1,500 円」に改め、同項第 4 号中「1 万 8,000
円」を「2 万円」に、「9,000 円」を「1 万円」に改め、同項第 5 号
及び第 6 号中「1 万 4,000 円」を「1 万 5,000 円」に改め、同項第 7
号中「1 万 7,500 円」を「1 万 9,500 円」に、「8,750 円」を「9,750
円」に改め、同項第 8 号中「1 万 5,000 円」を「1 万 7,000 円」
に、「7,500 円」を「8,500 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 2 条第 1 項の規定は、この条例の施
行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を公示され、又
は告示される選挙及び投票について適用し、施行日の前日までに
その期日を公示され、又は告示された選挙及び投票については、な
お従前の例による。

（提案理由）

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正す
る法律（令和 7 年法律第 50 号）の施行を踏まえ、選挙長等の報酬の
額を改定する必要があるため